

令和 7 年 9 月市議会 建設水道委員会資料
第 1 6 3 号議案

長崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	2 ～ 3
3 手数料の再算定	4
4 新旧対照表	5
【参考 1】使用料・手数料の算定方針	6 ～ 11
【参考 2】使用料の改定	12 ～ 13
【参考 3】他都市の状況	14

まちづくり部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（まちづくり部所管分）：長崎市屋外広告物条例

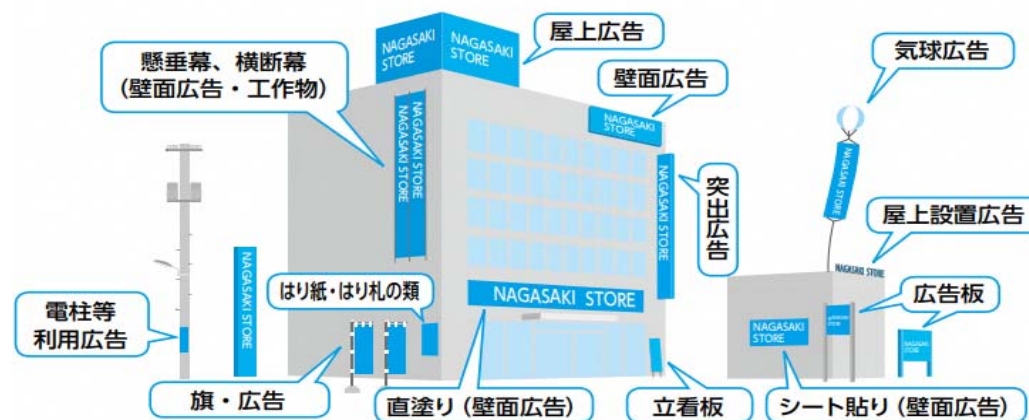
2 改正の内容

(1) 屋外広告物の概要

屋外広告物の定義（次の4つの要件を全て満たすもの）

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札等並びに広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※屋外広告物を表示・設置しようとする者は原則許可が必要



(2) 長崎市屋外広告物条例別表第1（第52条関係）

屋外広告物を表示・設置する際に必要となる、許可に対する審査等手数料

区分		単位	現行	変更（案） （1.2倍）	差額
広告塔、広告板、建築物その他工作物等に掲出され、又は表示されたものの並びにこれらに類するもの	0.5平方メートル未満	1枚、1個又は1基につき	120円	140円	20円
	0.5平方メートル以上1平方メートル未満		220円	260円	40円
	1平方メートル以上2平方メートル未満		460円	550円	90円
	2平方メートル以上5平方メートル未満		970円	1,160円	190円
	5平方メートル以上10平方メートル未満		1,900円	2,280円	380円
	10平方メートル以上20平方メートル未満		3,400円	4,080円	680円
	20平方メートル以上30平方メートル未満		5,600円	6,720円	1,120円
	30平方メートル以上40平方メートル未満		7,900円	9,480円	1,580円
	40平方メートル以上50平方メートル未満		11,000円	13,200円	2,200円
	50平方メートル以上		11,450円に50平方メートル以上の面積1平方メートルまでごとに450円を加算	13,740円に50平方メートル以上の面積1平方メートルまでごとに540円を加算	90円
はり紙		1枚につき	5円	変更なし	0円
はり札		1枚につき	120円	140円	20円
立看板		1個につき	220円	260円	40円

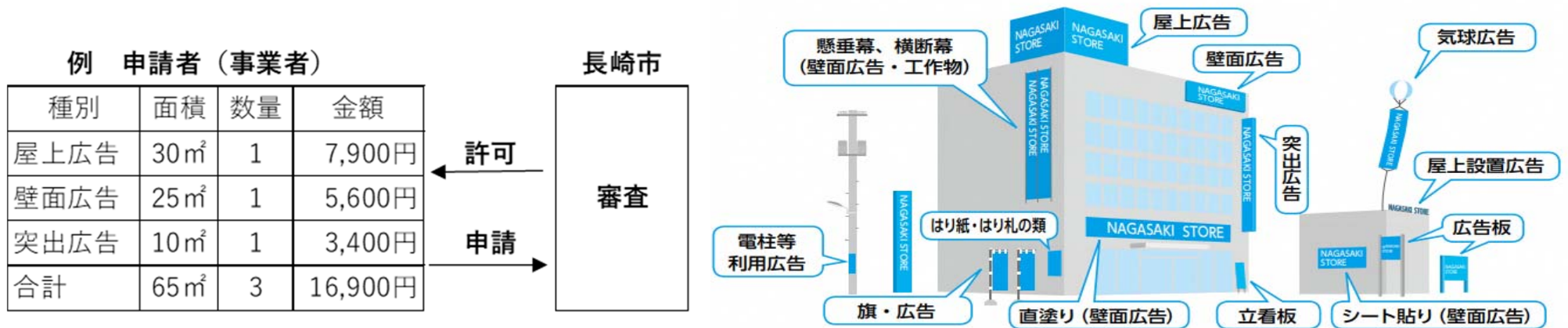
(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和8年4月1日（手数料の改定以外の所要の整備については公布の日）

イ 経過措置 改正後の長崎市屋外広告物条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 手数料の再算定

1つの申請（事業者ごと）で面積が異なる複数の広告物をまとめて申請する事例が多いため、1つの申請あたりの業務量に基づいて再算定を行った。



現行額 ※3か年（R4～6年度）の1申請あたりの平均額	①人件費	②物件費	手数料 (①+②) 10円未満切捨	激変緩和措置 上限1.2倍	再算定額
	単価×処理時間	直接物件費÷年間処理件数			
17,000円	67円×335分 =22,445円	197,424÷ 562件 ≒351円	22,790円	20,400円	20,400円 (1.2倍)

4 新旧対照表

(1) 長崎市屋外広告物条例

改正後				改正前			
第1条～第48条 [略]				第1条～第48条 [略]			
第49条 第35条から第40条まで、第42条及び前条の規定は、長崎県屋外広告物条例(昭和39年長崎県条例第60号。以下「県条例」という。)第29条の登録を受けている者には、適用しない。				第49条 第35条から第40条まで、第42条及び第48条の規定は、長崎県屋外広告物条例(昭和39年長崎県条例第60号。以下「県条例」という。)第29条の登録を受けている者には、適用しない。			
2～4 [略]				2～4 [略]			
5 市長は、第1項に規定する者であつて本市の区域内で屋外広告業を営むものが、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて本市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。				5 市長は、第1項に規定する者であつて本市の区域内で屋外広告業を営むものが、第48条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて本市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。			
6～8 [略]				6～8 [略]			
第50条～第60条 [略]				第50条～第60条 [略]			
別表第1 (第52条関係)				別表第1 (第52条関係)			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	0.5平方メートル未満	1枚、1個	円	広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	0.5平方メートル未満	1枚、1個	円
	0.5平方メートル以上1平方メートル未満	又は1基につき	140		0.5平方メートル以上1平方メートル未満	又は1基につき	120
	1平方メートル以上2平方メートル未満		260		1平方メートル以上2平方メートル未満		220
	2平方メートル以上5平方メートル未満		550		2平方メートル以上5平方メートル未満		460
	5平方メートル以上10平方メートル未満		1,160		5平方メートル以上10平方メートル未満		970
	10平方メートル以上20平方メートル未満		2,280		10平方メートル以上20平方メートル未満		1,900
	20平方メートル以上30平方メートル未満		4,080		20平方メートル以上30平方メートル未満		3,400
	30平方メートル以上40平方メートル未満		6,720		30平方メートル以上40平方メートル未満		5,600
	40平方メートル以上50平方メートル未満		9,480		40平方メートル以上50平方メートル未満		7,900
	50平方メートル以上		13,200		50平方メートル以上		11,000
			13,740円に50平方メートル以上の面積1平方メートルまでごとに540円を加算した額				11,450円に50平方メートル以上の面積1平方メートルまでごとに450円を加算した額
はり紙	1枚につき		5	はり紙	1枚につき		5
はり札	1枚につき		140	はり札	1枚につき		120
立看板	1個につき		260	立看板	1個につき		220

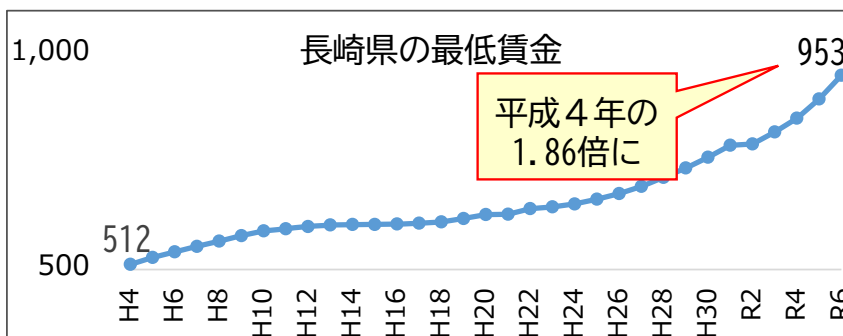
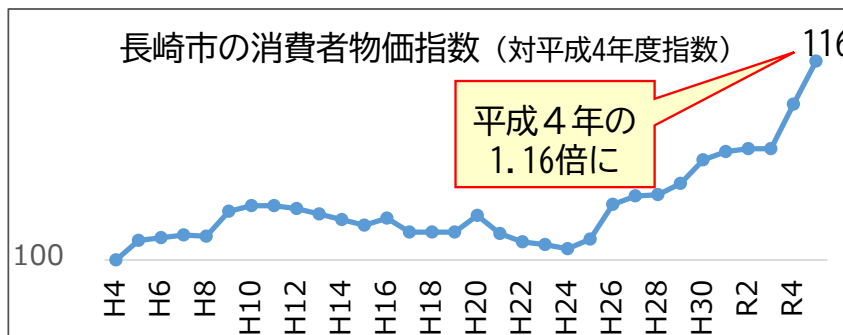
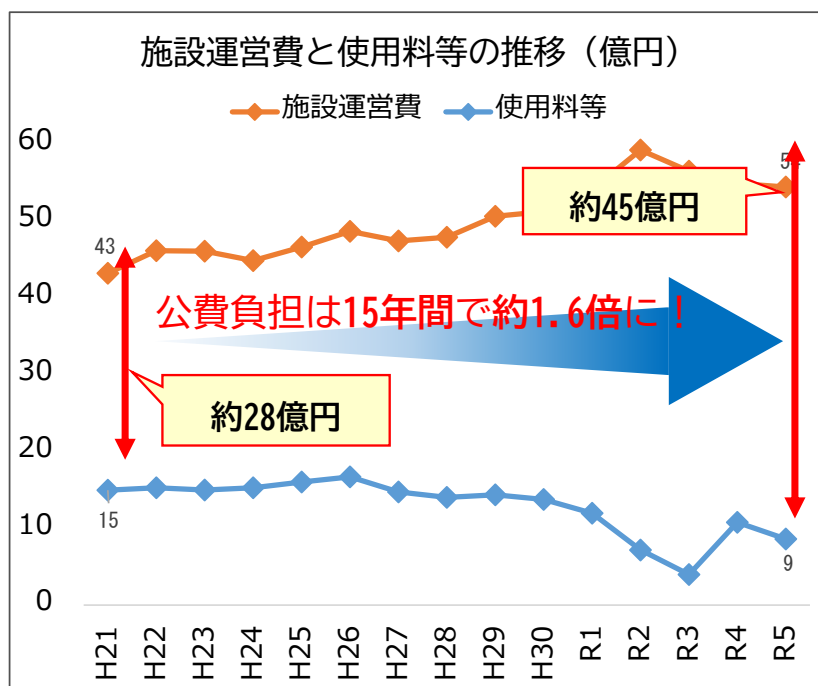
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの施設運営費は増加し続けているため、本来、施設の利用者が負担する使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず、不足分は公費（税金等）で補っている状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考１】使用料・手数料の算定方針

Ⅰ (1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和６年度に策定した「使用料・手数料の算定方針」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化及び持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、業務内容や必要な人数等の適正化を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等のデジタル化を推進する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策や運営費の削減のほか、施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、持続可能な財政運営に寄与する。

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ・民間によるサービス提供が見込める施設 （全国的に行政と民間の競争が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 ・市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ・民間によるサービス提供が見込める施設 （全国的に行政と民間の競争が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 ・一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 ・民間によるサービス提供が見込める施設 （全国的に行政と民間の競争が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 ・一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ・全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ・市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ・全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ・一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ・全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ・一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 ・民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ・市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ・民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ・一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ・民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ・一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設



高い ← 市民生活上の必要性 → 低い

【参考１】使用料・手数料の算定方針

Ⅱ (2) 使用料

Ⅰ 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

Ⅱ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、減免は例外的な取扱いであるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「合理的な理由」がある場合のみ、例外的に減免することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考１】使用料・手数料の算定方針

（３）手数料

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

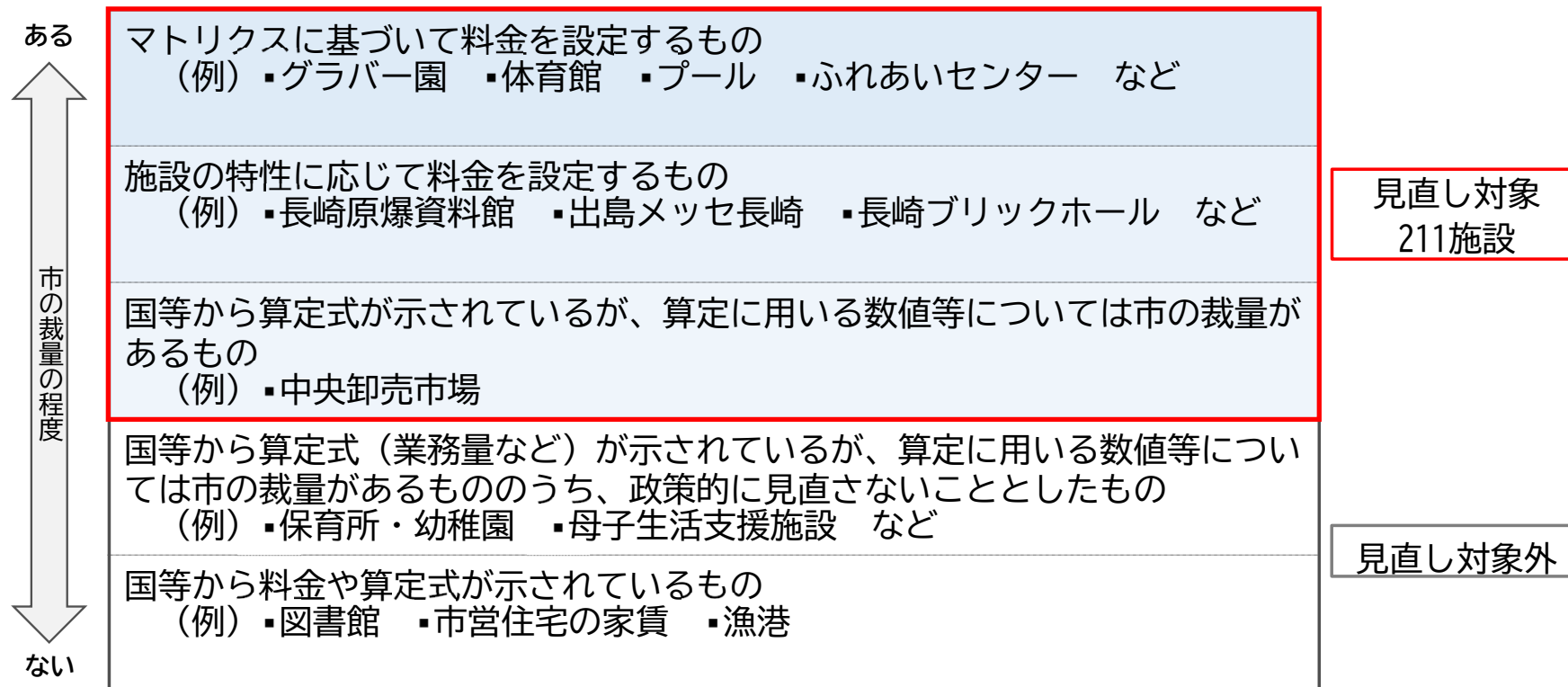
使用料と同様に設定可能とする。

（４）定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、原則として5年毎に実施する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

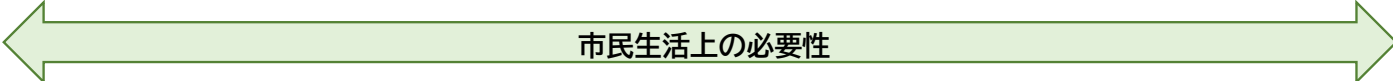
【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

高い  民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
	高い ←  低い 市民生活上の必要性		

【参考3】他都市の状況

			長崎県(県含む15自治体)				佐賀県	熊本県	鹿児島県	宮崎県	大分県	福岡県	沖縄県	
			長崎市 (変更前)	長崎市 (変更後)	長崎県・佐世 保市・大村 市・松浦市・ 他9自治体	小値賀町	佐賀市	熊本市	鹿児島市	宮崎市	大分市	福岡市	那覇市	
種類	区分	単位	金額（円）											
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物	0.5㎡未満	1枚 1個 1基	120	140	120	150	140	150	-	160	160	200	140	
	0.5㎡以上1㎡未満		220	260	220	250	230	300	1㎡以下190	260	260		240	
	1㎡以上2㎡未満		460	550	460	500	450	600	1㎡超2㎡以下380	520	420	400	460	
	2㎡以上5㎡未満		970	1,160	970	1,000	870	900	2㎡超 3 ㎡以下660 3 ㎡超5㎡以下1,000	940	1,050	800	830	
	5㎡以上10㎡未満		1,900	2,280	1,900	2,000	1,700	1,500	5㎡超10㎡以下 1,900	2,100	2,100	1,600	1,560	
	10㎡以上20㎡未満		3,400	4,080	3,400	-	3,200	3,000	10㎡超20㎡以下3,600	3,600	10㎡～15㎡3,200 15㎡～20㎡4,250	3,200	3,000	
	20㎡以上30㎡未満		5,600	6,720	5,600	-	5,500	6,000	20㎡超30㎡以下6,000	6,200	20㎡～25㎡5,300 25㎡～30㎡6,350 30㎡～35㎡7,400 35㎡～40㎡8,500	5,000	5,290	
	30㎡以上40㎡未満		7,900	9,480	7,900	-	7,600	1㎡増すごと 300円を加算	30㎡超40㎡以下8,000	8,300	1㎡増ごと 300円を加算	1㎡増ごと420円を 加算	8,000	7,580
	40㎡以上50㎡未満		11,000	13,200	11,000	-	9,800		40㎡超50㎡以下11,000				10,820	
	50㎡以上1㎡を増 すごと		450	540	450	-	340		1㎡増ごと330円を加 算	-	-	-	200	330
広告幕		1枚	-	-	460	500	470	600	-	520	480	400	540	
旗・のぼり		1個	-	-	220	250	210	150	-	260	-	-	210	
気球広告		1個	-	-	1,100	-	1,210	1,500	1,200	1,400	1,300	1,000	1,240	
街路灯広告		1個	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	
標識等利用広告		1個	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	
電柱等利用広告		1個	-	-	220	300	240	300	250	260	260	-	240	
はり紙		1枚	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
はり札		1枚	120	140	120	150	-	150	-	160	5	10	-	
立看板		1個	220	260	220	300	210	150	-	260	-	200	210	
屋外広告業登録手数料			10,000	10,000	10,000	-	-	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
講習会手数料			2,000	2,000	2,000	-	-	2,000	2,200	2,200	2,000	2,000	2,000	